

第6章 東アジア国際分業と国際通商秩序：2021年の課題（講演録）

慶應義塾大学経済学部教授/

東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）チーフエコノミスト

木村 福成

【要旨】

2021年を迎えるにあたり、国際分業や国際貿易秩序は様々な課題を抱えている。東アジアの生産ネットワークはコロナショックの中でも維持されているが、経済の回復に時間がかかると負の需要ショックが長引くことが懸念されている。トランプ政権下で関税戦争から大国間の対立へと激化した米中対立は、バイデン政権下でも継続することが予想され、米中両国に挟まれたミドルパワー諸国は対応を迫られている。国際貿易秩序の混乱を背景にメガ FTAs の交渉が進んでおり、日本はメガ FTAs のハブとして、協定の活用や内容の充実化に取り組んでいく必要がある。また、COVID-19 の影響で ICT の導入が各国で加速し、国際分業体系にも影響を与えていることから、それに対応した政策が求められている。

1. はじめに

これまでを振り返ると、2017年の米国トランプ政権の発足や2020年から流行したCOVID-19により、世界各国の通商政策では様々な混乱が発生した。2021年になると米国ではバイデン政権へと移行した。今後の国際秩序を予想すると、①COVID-19、②米中対立の激化、③ルールに基づく国際貿易秩序の弱体化とメガ FTAs 網の形成、④デジタル・トランスフォーメーションへの対応、という4つの「2020年からの宿題」を中心に動いていくと考えられる。以下では、この4つの宿題を順に検討していく。

2. COVID-19 収束への道

(1) COVID-19 と各国の経済

COVID-19 の感染拡大が著しい国を中心に、GDP が未曾有の落ち込みとなっている。2021年9月にパンデミックが収束するという楽観的なシナリオのもとでも、米国における総損失は16兆ドル以上になるという試算がなされ、その内訳は経済的なロスと健康ロスがほぼ半分ずつであるとされている。これは米国の年間GDPの90%、1世帯（4人家族）あたり20万ドルに相当する¹。感染者数が少ない日本の場合、健康ロスは一人当たりで米国の1/50

¹ Cutler, D. M. and Summers, L. H. (2020) “The COVI-19 Pandemic and the \$16 Trillion Virus”. *JAMA*, Vol. 324, No.

程度であると予想されるが、経済的なロスは大きなものになるだろう。

しかし、世界金融危機時と異なり、今回は金融危機や資産市場の暴落には至っていない。これは積極的な緩和政策が功を奏したことによると考えられる。生産システムそのものは保存されていることから、迅速な回復も視野に入る。ただし、新興国の政府債務の増加については、短期的には経済危機の引き金になる可能性があり、中長期的にはマクロファンダメンタルズの回復にも影響することから、引き続き注視する必要がある²。

多くの国において、GDP や国際貿易が底を打ったのは 2020 年 5 月であった。ただし、感染が医療体制の能力を上回る国、感染の第 2 波や第 3 波に襲われる国が残存し、需要の落ち込みと人の移動制限は長引く可能性があることや、ワクチンが行き渡るのに時間がかかることを考慮すると、経済は一度には回復せず、時間のかかる K 字型の回復になると予想される。

部門別にみると、特に輸送、観光、対面サービスなどの落ち込みが大きく、貿易財でも衣料品への打撃が大きい。途上国では比較的貧しい人々がこのような産業に従事しているため、途上国における貧困拡大には引き続き注視していく必要がある。

(2) COVID-19 と東アジアの生産ネットワーク

COVID-19 が東アジアの国際的生産ネットワーク (IPNs: International Production Networks) にどのような影響を与えるのかについては様々な議論がある。例えば、リショアリング (グローバル・バリューチェーンの潮流を改めて先進国に生産拠点を回帰させること) と、エクステンション (ショックに対するレジリエンスを考慮してネットワーク化を進めること) のどちらが適切かという議論や、あるいはジャスト・イン・タイムのネットワークがジャスト・イン・ケースのネットワークへと変化するだろうという議論が当初なされていたが、それらはややミスリーディングであると考えられる。

平時・危機発生時における国際的生産ネットワークには、ロバスト (途切れにくい)、かつレジリエント (途切れたとしても復活しやすい) という性質があり³、それはコロナ禍でも同様である。なぜなら、企業は効率性とリスク対応とのトレードオフを考慮して生産ネットワークを設計しているためであり、フラグメンテーション理論 (図表 1) によって説明できる。

工程間やタスクベースで分業を実施する際には、国境をまたいで生産ブロックが配置され、それらを結ぶサービス・リンク (SL) ・コストの大きさが重要視される。このような取

15. pp.1495-1496.

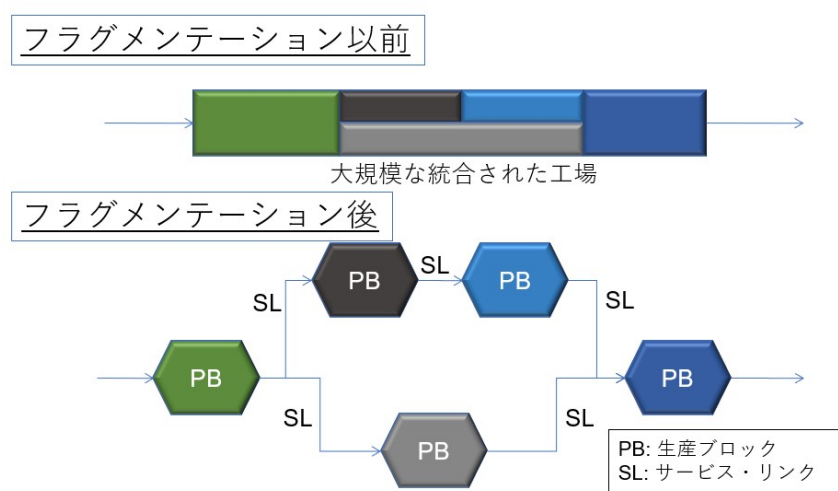
² Zen, F. and Kimura, F. (2020) "Maintaining Fiscal Sustainability During the Pandemic Crisis". *ERIA Policy Brief*, No. 2020-04.

³ Jones, R. W. and Kierzkowski, H. (1990) "The Role of Services in Production and International Trade: A Theoretical Framework." In Jones, R. W. and Krueger, A. O. eds., *The Political Economy of International Trade: Essays in Honor of Robert E. Baldwin*, Oxford: Basil Blackwell: pp.31-48.

⁴ Ando, M. and Kimura, F. (2012), "How Did the Japanese Exports Respond to Two Crises in the International Production Networks? The Global Financial Crisis and the Great East Japan Earthquake". *Asian Economic Journal*, Vol. 26, No.3. pp.261-287.

引の一部は関係特殊的であり、関係を作るのに手間がかかるため、企業には1回作ったものを保存したいというインセンティブが働く。そのため、今回のコロナショックでも観察されたように、様々なショックに対してレジリエントになる。

図表1 フラグメンテーション理論



(出所) Jones, R. W. and Kierzkowski, H. (1990) “The Role of Services in Production and International Trade: A Theoretical Framework.” In Jones, R. W. and Krueger, A. O. eds., *The Political Economy of International Trade: Essays in Honor of Robert E. Baldwin*, Oxford: Basil Blackwell: pp.31-48. に基づき筆者作成。

(3) COVID-19 がもたらした経済ショック

COVID-19 は、日本や ASEAN 諸国に時間と場所の異なる 3 種類の経済ショックをもたらした。1 つ目は「負の供給ショック」で、特に 2020 年 2 月には中国からの部材・完成品の供給が滞り、その後は各国のロックダウンにより生産サイドが停止した。これにより国際的生産ネットワークを見直す議論が巻き起こったが、結果的には短期のショックで終わっており、生産ネットワークの組換えにまでは至らなかった。

2 つ目は「正の需要ショック」で、医療関係品から始まり、パソコンや通信機器などテレワーク関係や、DIY (do-it-yourself) 関係の品目の需要が増加したことで、東アジアから北米・欧州向け輸出の迅速な回復に結びつき、景気のある程度下支えすることになった。

3 つ目は「負の需要ショック」で、各国でロックダウンやソーシャルディスタンス政策が長引くと倒産、失業、金融危機の負のスパイラルに陥ることが危惧されており⁵、2020 年 9 月初めに JETRO が実施したアンケートによると、日本企業はこれを最も懸念している。今のところ、東アジアの国際的生産ネットワークや生産システムはおおよそ無傷であるが、「負の需要ショック」が長引くと損傷する可能性があり、もうしばらくの間、注視する必要がある。なお中国に関しては、米中対立の影響もあり、ASEAN などへの一定の生産移管が継続している。

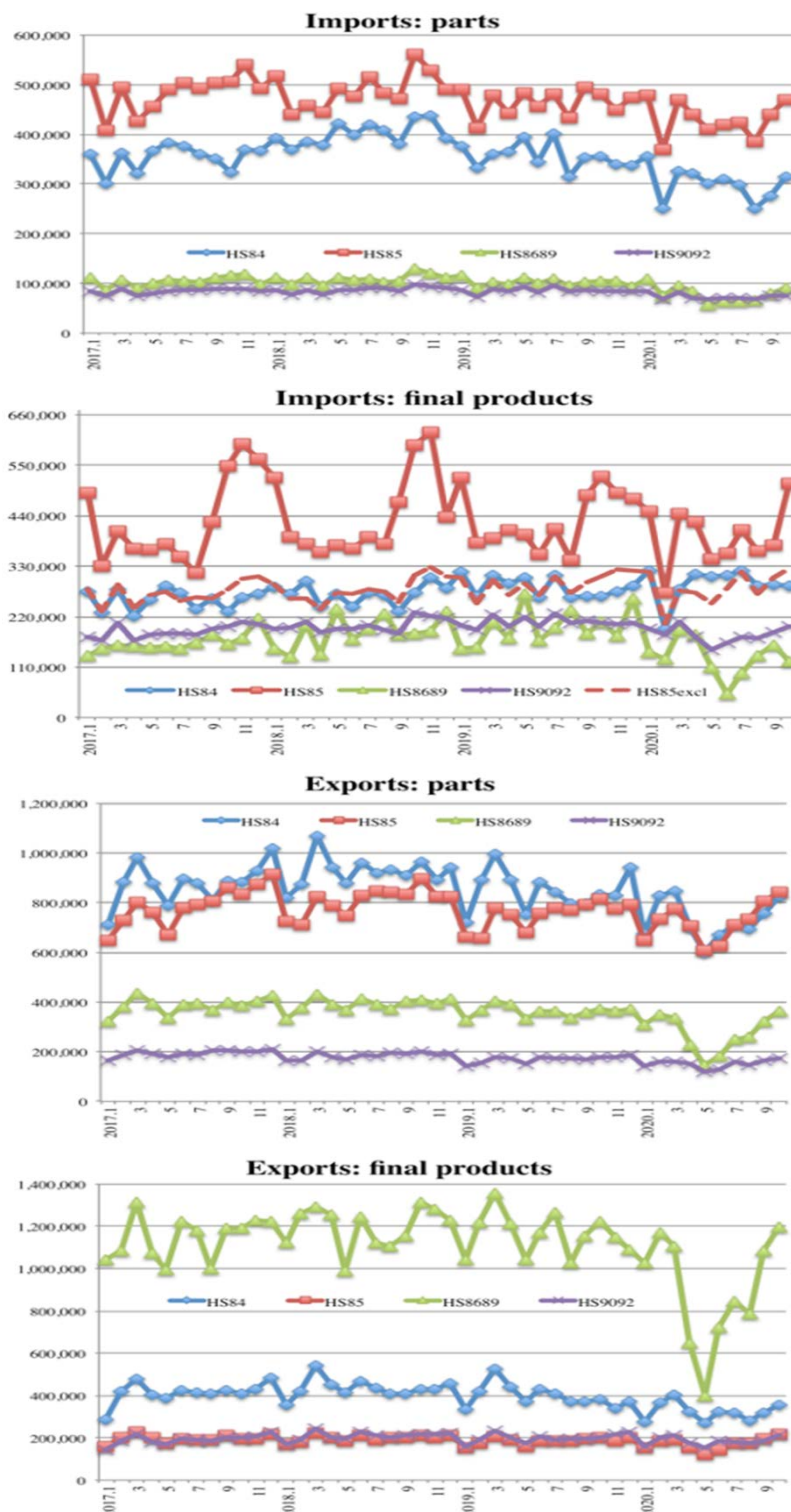
⁵ Kimura, F. (2020) “Exit Strategies for ASEAN Member States: Keeping Production Networks Alive Despite the Impending Demand Shock”. *ERIA Policy Brief*, No. 2020-03.

マスクなどの医療関係品については、輸入国が関税を一時的に撤廃する一方、輸出国が自国での消費を優先して輸出を制限したことにより、通商政策規律の崩壊が懸念された⁶。一時的な輸出規制自体は GATT 上でも認められているものの、国際貿易に対する信認という面で異議が唱えられていた。ただしそのような状況は、数ヶ月の間にほぼ解消している。

図表 2 は、日本における一般機械・電気機械・輸送機械・精密機械それぞれの部品と完成品の輸出入の動向を、HS コード（輸出・入統計品目番号）ごとのデータを利用して集計したものである。輸入については、中国からの輸入の減少により 2 月に部品・完成品ともに落ち込んでいるが、直後に回復している。輸出については、供給と需要の両面での減少や、日本国内の生産のスローダウンの発生により 5 月に大きな落ち込みがあり、その後回復している。減少幅は部品の方が小さく、生産ネットワークの中で流通する部品はロバストかつレジリエントであることが読み取れる。一番落ち込みが大きかったのは完成品の自動車（HS86-89）だが、こちらも回復している。

⁶ Evenett, S. J. (2020) “Tackling COVID-19 Together: The Trade Policy Dimension”. *Global Trade Alert*. March 2020.

図表2 日本における機械類（HS84-92）の輸出入額（単位：百万円）



(注) HS84 には一般機械、HS85 には電気機械、HS86-89 には輸送機械、HS90-92 には精密機械が該当する。HS85exclはHS85のうちHS851712（携帯電話）を除いたものである。

(出所) Ando, M. (2021) "Demand and Supply Shocks of COVID-19 and International Production Networks: Evidence from Japan's machinery Trade," *ERIA Discussion Paper*, No. 366.

3. 米中対立の行方

(1) 米中対立激化の経緯

米中対立は当初、貿易摩擦問題として始まった。中国からの輸入品と競合する産業における失業の発生を計量的に分析した Autor et al. (2013)によると⁷、米国における 1990 年代から 2011 年頃までの 500~600 万人の雇用減のうち、中国からの輸入増加で説明できるのは 10% 程度であるが、産業連関表を考慮して推計した間接的な雇用の損失は 200 万人に及ぶ。いわゆるラストベルト地域を取り扱ったこの研究は、貿易論に関する学術論文としては異例なほど政治的に注目を集めることになった。

こうした背景から、米国ではポピュリズムが台頭し、二国間貿易赤字や製造業雇用減少を受けて中国の台頭への懸念が強まり、トランプ大統領の当選にも影響を与えたと考えられている。そして 1974 年通商法 301 条が適用され、関税戦争が発生し、二国間でディールを行うという状況が発生した。

米中関税戦争は 4 段階にわたって行われており、第 1 弾・第 2 弾（2018 年 7~8 月）では米国が課した関税と同じ額に相当する報復関税を中国側も設定している。しかしながら、米国の対中輸入額（5,400 億ドル）は中国の対米輸入額（1,200 億ドル）よりもはるかに大きいことから、米国側が第 3 弾・第 4 弾（2018 年 9 月~2019 年 9 月）を実施した際に、中国側はそれに相当する対抗措置を打つことができなかった。

関税についての対立は次第に大国間の対立へと激化し、安全保障の内容が拡大解釈されるようになり、技術流出の抑制という観点からスマホアプリへの規制や貿易や投資に関する政策も実施されるようになった。その中で、ルールに基づく国際貿易秩序が弱体化し、米中の恣意的な貿易政策に他国が翻弄されるという状況となっている。

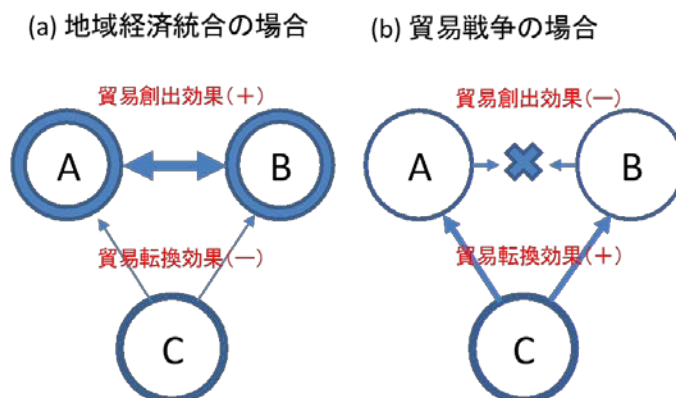
(2) 第三国への経済的影響

図表 3 は、地域経済統合と貿易戦争が第三国にどのような経済的影響を与えるかを示したものである。地域経済統合の場合、A 国と B 国が FTA を結ぶとそこに貿易創出効果が発生し、そのプラスの影響が C 国に波及するかもしれないが、C 国には A 国・B 国への輸出の減少によるマイナスの貿易転換効果ももたらされ、様々なシミュレーションをすると、C 国にとってはマイナスの効果の方が大きいと判明するが多い。

一方、A 国と B 国が関税を掛け合う貿易戦争の場合は、両国にマイナスの効果が発生し、A 国・B 国への輸出が増加する C 国にはプラスの貿易転換効果が発生する。米中間の関税戦争においては、ベトナムなどの第三国は正の貿易転換効果を受ける可能性がある。

⁷ Autor, D. H., Dorn, D., and Hanson, G. H. (2013) "The China Syndrome: Local Market Effects of Import Competition in the United States." *The American Economic Review*, Vol. 103, No.6. pp. 2121-2168.

図表3 地域経済統合と貿易戦争の第三国への経済的影響



(出所) 筆者作成。

(3) 今後の展望

米国はバイデン政権の成立後、環境面などでは中国との協力を進める可能性はあるが、通商政策は当面継続すると予想されている。民主党、特に左派は元来貿易保護主義に傾きやすく、トランプ政権が関心をあまり示していなかった民主主義やイデオロギーに価値を置く傾向も強い。通商政策面では米国とEUとの関係も悪化しているが、今後改善が進むのかどうかについて注視する必要がある。

日本やASEANにとっては、米国発の経済面でのデカップリングがどの範囲まで進んでいくのかが重要となる。機微技術（軍事転用可能な技術）関連では、輸出管理強化、対内投資規制強化、政府調達やサプライチェーンからの中国企業の排除（クリーンネットワーク）などが始まっている。その対象となる業種や品目、企業国籍や地理的範囲を見極めていく必要がある。

昨今では中国側も、対米に限らず「戦狼外交」と呼ばれる攻撃的な反応をするようになっている。例えば、中国にCOVID-19の調査団を派遣すべきと主張したオーストラリアに対しては貿易上での報復を行った。また、インドとの国境では武力衝突を引き起こし、香港では国家安全保障法制を施行しているほか、2020年12月には恣意的な運用を可能にする輸出管理法も施行されている。

米中の中に挟まれ、経済的には双方と良好な関係を継続したいと考える日本を含むミドルパワー諸国は、米中どちらを選ぶかの「踏み絵」を踏まされることをいかに避けるかが課題となる。EUや英国が機会主義的な対応を取る中で、メガFTAs⁸ほどの程度状況を変えられるのか、インドの存在についてはどう考えるべきかなどが、今後の課題となってくる。

⁸ 多数の国が参加する自由貿易協定、もしくは主要国同士の自由貿易協定。

4. 国際貿易秩序の混乱とメガ FTAs

(1) 米トランプ政権下の国際貿易秩序の混乱

米国は従来から、紛争解決の勧告に従わないなど、WTO を中心とした国際貿易秩序に必ずしも忠実ではなかった。その一方で、GATT や WTO の活動を通じて、米国はルール of 策定や各国がルールを遵守しているかの監視を行ってきたのも事実である。

しかし、トランプ政権は WTO などのチャンネルを否定し、二国間でのディールを行ってきた。米国の振る舞いに対して各国は報復・対抗・相殺措置やセーフガードを実施しているが、それらの措置にも WTO との整合性が疑わしいものが多く見受けられるなど、米中貿易戦争以外でも国際貿易秩序の混乱が発生している。

NAFTA（北米自由貿易協定）や KORUS（米韓自由貿易協定）といった米国の参加する FTAs の再交渉においては、電子商取引・労働・環境に関係する部分を充実させるなど、協定の近代化が行われている。一方で、既に合意された自由化スケジュールが先延ばしになっているほか、協定の内外に輸出自主規制、低賃金の場合は原産地として認定されない原産地規則、為替とリンクした条項、参加国と中国との協定締結を難しくする毒薬（poison）条項などが規定されるようになっている。

また、米国は 2018 年 6 月、安全保障を理由とする貿易制限を認める 1962 年通商拡大法 232 条に基づき、鉄鋼製品に 25%、アルミ製品に 10%の関税を対米輸出国の大半に賦課した。鉄鋼製品やアルミ製品の全てが、安全保障に関係していると米国は判断したことになり、自動車への適用も検討されたことから日本でも懸念が広まった。GATT の 21 条では安全保障を理由とする貿易制限を部分的に認めているが、安全保障と関係するかどうかの判断は各国に任されており、米国はそれを根拠に 232 条の正当性を主張している。

WTO も、全会一致の意思決定システムとなっていることもあって困難に直面している。WTO は二審制で通商関係の紛争解決を行っているが⁹、第二審にあたる上級委員会では、上級委員の任期延長や新たな任命をトランプ政権が認めなかったため、当初 7 人の上級委員が 2019 年 12 月には 1 人にまで減少して新規案件を取り上げることができなくなり、さらに 2020 年 11 月には不在となった。また、グローバリゼーションの進展に対応した国際ルールの整備が進んでおらず、交渉の場としても機能不全に陥っている。農業・サービスなどあらかじめ定められた自由化のアジェンダも、インドやブラジルの反対もあって結論が出ておらず、代わりに地域経済統合の利用が進んでいる。バイデン政権は国際機関や国際的な取り決めに尊重する姿勢を示しており、ようやく WTO の事務局長も選出されたことから、今後の動向が注視される。

⁹ WTO 以外では、EU や様々な FTA が紛争解決の仕組みを備えてはいるものの、NAFTA などを除いてあまり利用されておらず、紛争解決を一元的に取り扱う WTO の機能不全により世界各地での紛争解決が難しくなっている状況にある。

(2) 日本のメガ FTAs 戦略

メガ FTAs の役割は近年多様化している。従来は、交渉の場としての WTO が弱体化していることを背景に、メガ FTAs には、①さらなる自由化を推進すること¹⁰、②新たな国際ルール作りの端緒を開くこと、が期待されていた。現在はこれらに加えて、国際貿易秩序の弱体化と米中対立を背景に、③大国が政治状況に合わせて自己都合で貿易政策を操作することによるリスクを減少させ、国際貿易秩序を安定させること、④米中の 2 強時代に備え、2 国に挟まれた国々が一体となって貿易を促進する (pro-trade) ミドルパワー連合 (middle-power coalition) を形成すること、といった役割も担うようになっている。

メガ FTAs のハブになっている日本では、協定の署名や発効を最終目的とするのではなく、前述の 4 つの役割を基準に各協定を評価・利用し、内容を充実させていくことが重要である。以下では、日本に関係する自由貿易協定 (図表 4) の要点を説明する。

図表 4 近年の日本をめぐる自由貿易協定

	交渉開始	署名	発効	参加国
環太平洋経済連携協定 (TPP)	2013年7月 (日本交渉参加)	16年2月	未発効 (17年1月米国離脱)	オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナム
包括的かつ先進的 TPP 協定 (CPTPP)	→	18年3月	18年12月	メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム (以上発効済み)、ブルネイ、チリ、マレーシア、ペルー
日 EU 経済連携協定 (日 EU EPA)	13年4月	18年7月	19年2月	日本、EU28カ国 (20年1月に英国が離脱して27カ国に)
日米貿易協定・日米デジタル貿易協定	19年4月	19年10月	20年1月	日本、米国
日英経済連携協定 (日英 EPA)	20年6月	20年10月	21年1月	日本、英国
東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) 協定	13年5月	20年11月 (インドを除く)	?	ASEAN10カ国、オーストラリア、中国、日本、韓国、ニュージーランド

(出所) 外務省等の資料に基づき筆者作成。

① 環太平洋経済連携協定 (TPP) ・ 包括的かつ先進的 TPP 協定 (CPTPP)

第 2 次安倍政権発足後の 2013 年に日本は TPP の交渉に参加し、2016 年には署名に至ったが、その直後にトランプ政権が発足して米国が離脱した。その後の交渉では日本のイニシアティブが大きくなったと国際的にも評価されており、22 の凍結項目以外の条文を保持し

¹⁰ かつては経済のブロック化など、地域経済統合のマイナス面も指摘されていたが、FTA は関税同盟とは異なり外部に対する障壁を必ずしも大きくする訳ではなく、また FTA 同士のオーバーラップや加盟国の増加も可能であるため、ブロック化の方向には進まないと考えられる。FTA の増加により世界全体の貿易が自由化の方向に向かい、WTO ベースの自由化約束よりも関税の撤廃などが大幅に進展しているのは事実である。

た CPTPP として、現在 11 か国中 7 か国で発効に至っている。

CPTPP は米国の離脱により直接的な経済効果こそ少なくなったものの、市場アクセスやルール作りの側面では東アジアとしては先進的な内容が含まれている。市場アクセスについて、日本以外は関税撤廃率が 99~100%に達しているが、日本では農業の主要貿易品目を保護した関係で 95%となっている。仮に将来中国が加入を求めた場合、この措置によって加入のハードルが下がっていると捉えることもできる。サービス投資については、自由化を約束しない部分のみを書き出すネガティブリスト方式となっている。

CPTPP のルール作りでは、国有企業と電子商取引に関連する項目が特に重要である。国有企業の経済活動がグローバル化していることを背景に、国有企業について競争条件の平準化が盛り込まれているが、ベトナムやマレーシアに対しては適用除外・例外のリストが多く認められており、どれほどの実効性があるのかが注目される。電子商取引については、いわゆる TPP の三原則（自由なデータ移動、データ・ローカリゼーション要求の禁止、ソースコード強制開示の禁止）が盛り込まれているが、広範なデータ・ローカリゼーションを認めていると解釈できるベトナムのサイバーセキュリティ法など、各国の関連法令は必ずしも TPP の三原則と合致しておらず、CPTPP が国内法に与える影響が注目される。

CPTPP の当面の課題は、加盟国の拡大である。特に中国が本格的な改革を経て加盟するのか、それとも加盟交渉の中で例外あるいは適用除外を要求してくるのが重要となる。また、仮に米国よりも先に中国が CPTPP に加盟した場合「中国の承認がないと米国が戻れない」事態となる可能性もある。一方で、イギリスは加盟を申請している。2021 年は日本が CPTPP 委員会の議長国となるので、新規加盟交渉の道筋を作る中で日本の役割が重要となってくる。

② 日 EU 経済連携協定（日 EU EPA）

日 EU EPA は TPP と同時期から交渉が始まり、現在では署名・発効に至っている。市場アクセスの面では CPTPP と同程度のレベルになっており、ルール作りの範囲も包括的である。特徴的な点としては、電子商取引のデータ保護、特にプライバシー保護が EU 独特のものとなっていることや、EU の制度を導入した知的財産の地理的表示制度などが挙げられる。

EU では現在、輸入品の炭素排出量に関税を賦課する国境炭素税（carbon tariffs）の導入が検討されており、既存の関税体系が大きく変革されることになる。日本はカーボンニュートラルに関する世界的潮流に対応することができているが、ASEAN 諸国などは出遅れているように見受けられ、日本もそれらの国の政策決定に貢献していくことが重要になるだろう¹¹。

¹¹ 長期的には、再生可能エネルギーを補完する安定的なエネルギーを国家間で融通するコネクティビティや、バッテリーにおけるレアアースや水素の利用増加が貿易に及ぼす影響などが、重要な論点になってくると考えられる。

③ 日英経済連携協定（日英 EPA）

英国が EU から離脱し、日 EU EPA からの移行期間が 2020 年 12 月に終了したことから、日英 EPA が新たに締結され、2021 年 1 月に発効している。日英 EPA の大部分は日 EU EPA を踏襲したものであるが、日 EU EPA よりも若干深掘りされた内容となっている。特に電子商取引の部分では、自由なデータ移動、データ・ローカリゼーション要求の禁止、アルゴリズムや暗号の開示要求の原則禁止など、CPTPP 更には新 NAFTA に類似した内容が盛り込まれている。

④ 日米貿易協定

日米貿易協定は 2019 年の交渉開始後、迅速な交渉により発効にまで至っている。ただし物品のみを対象としており、物品全体の交渉も完了していないので、交渉が今後も続くという前提での発効であるといえる。自由化の推進よりも、米国の貿易政策による政策リスクを減らすという意味合いが強い。

⑤ 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）協定

RCEP は交渉に時間を要したが、2020 年 11 月にはインドを除いて署名に至っている。RCEP は世界人口、世界 GDP の 30% を占め、世界貿易の 28% をカバーしており、日本の貿易の 46% を占める。自由化やルール作りの部分では CPTPP や日 EU EPA ほど進展していないが、市場アクセスの部分では協定参加国全体として 91% の関税撤廃率となっており、ASEAN+1 の FTA などよりも徹底されている。

原産地規則は貿易を促進する形となっており、RCEP の自由化がもたらす経済効果はゼロではないといえる。サービスについては、ポジティブリストとネガティブリストの国が混在しており、前者から後者への転換手続きを開始することとなっている。そのような意味でも、この協定は未完成で、今後修正を進めていくことになっている。

ルール作りについては、特に電子商取引の部分で、中国が入っているにも関わらず名目的にはデータの自由な越境移動とデータ・ローカリゼーション要求の禁止が盛り込まれていることが特徴的である。5 年後に見直しがなされることとなっており、そこで自由化とルール作りをアップグレードすることが求められる。また、RCEP 委員会が設立されることになっており、それを利用して協定の履行状況を監視し、自由化の促進に活用していくことが重要である。

RCEP の意義としては、あくまでも経済的な協定であること、ファクトリー・アジア（製造業を中心とする生産ネットワーク）全体をカバーしていること、そして ASEAN 主導で実現したことが挙げられる。また、日韓中は相手国により関税撤廃のスケジュールが異なるという特殊な形になっているものの、3 国間が初めて FTA で結ばれるという意義も大きい。

ただし、自由化の水準としては従来からの東アジアの FTAs 並みであり、インドの離脱により拡大東アジアを包括することは当面不可能になっている。インドは中国からの輸入増

加による貿易赤字の拡大や、インドからの輸入品に対する他国の非関税障壁の処理に対する懸念から、現在内向きの姿勢を取っている。ただしインドは経済的にも大きな存在になることは間違いなく、インドを巻き込んでいく方法を検討する必要があるだろう。

また、米中対立の中で RCEP の位置づけが不明確になっており、中国発の政策リスクにどう対応するか、そして RCEP によって中国との対話チャンネルを広げられるかどうかことが重要になってくる。RCEP は米中両国との経済的な結びつきの継続を求めるミドルパワー諸国の試みの 1 つであると位置付けられる。

5. ICT の浸透

COVID-19 の影響で、先進国、発展途上国の双方で ICT の導入が急速に進んでいる。特に途上国では機械学習などの IT に支えられた、インターネットやスマートフォンなどの CT の利用が拡大・深化している。例えばインドやカンボジアでは、e-ID（電子的な ID）の導入と政府サービスの効率化が試みられており、韓国や台湾では感染のモニタリングに ICT が利用されている。ICT の利用が進んでいない日本でも導入が避けられない状況となっており、そのためには政府の信頼を高め、政府が行動規範 (code of conduct) を整備する必要があるだろう。

産業・国際分業の面では、国際的生産ネットワークの保持・拡大のため、途上国側でもロボットなどの IT と CT の導入・深化が加速している¹²。特に人の移動が制限されている状況下で、サービスコストを下げるために CT が活用されている。

デジタルコネクティビティとフィジカルコネクティビティには代替的な部分もあるが、より大きな枠組みでは補完的であるといえる。これまでの東アジアの生産ネットワークに関する議論では、フィジカルコネクティビティが特に強調されており、人や物が動くことから地理的な距離の克服が重要であるとされてきた。しかしデジタルコネクティビティの場合は、データや情報などデジタル化されたサービスが動くので距離はほとんど関係なくなり、この性質をどのように活用していくかが途上国側の課題となっている。

さらに、従来一つの場所で行っていたタスクを、国境を越えてアウトソーシングを行う第 3 のアンバンドリング¹³も CT の発展によって現実的なものとなり、途上国にとっての新たな国際分業形態として存在感を増しつつある。例えば、日本の生徒と海外の講師をエージェントがマッチングして、オンラインで授業を行う英会話教室などが広まりつつある。

ICT の進展における課題としては、デジタルディバイドの回避や、フリーフローデータ関連ビジネスのための政策体系の整備 (図表 5) が挙げられる¹⁴。データやデータ関連ビジネ

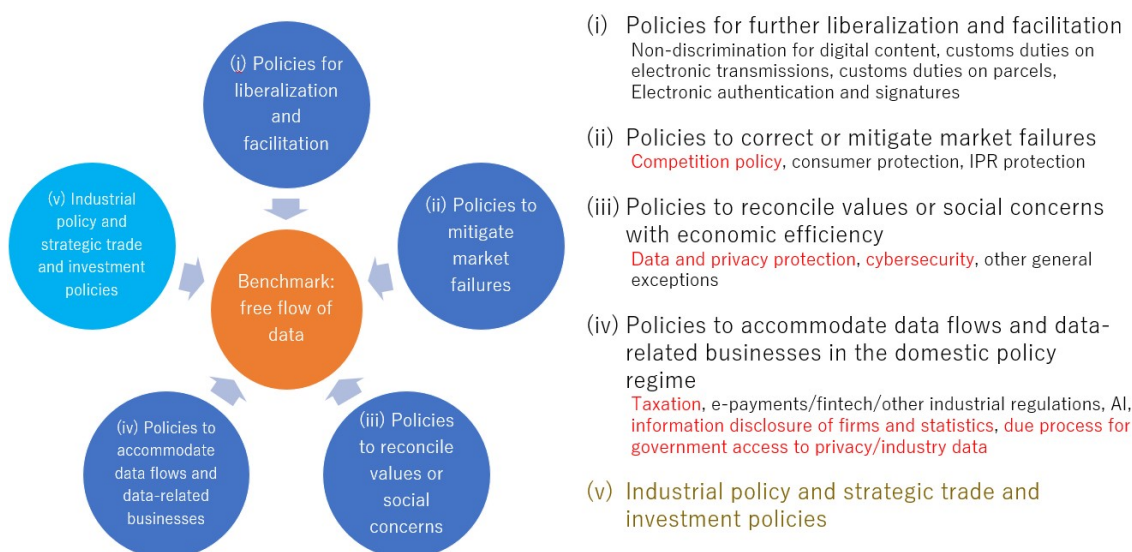
¹² Obashi, A. and Kimura, F. (2020) “New Developments in International Production Networks: Impact of Digital Technologies”. *ERIA Discussion Paper Series* No. 332. ERIA-DP-2020-05.

¹³ Baldwin, R. (2016) *The Great Convergence: Information Technology and the New Globalization*. Cambridge, MA: Belknap Harvard University Press.

¹⁴ 木村福成 (2019) 「デジタル経済と経済発展：自由なデータフローを支える政策のあり方」『国際問題』、No. 683、25-36 頁。

スの分野では、どのような理由でどのような政策が行われるのかの対応関係が曖昧になっている場合が多く、それを改善することが求められる。また、OECD では GAF A などの国際的プラットフォームに対するデジタル課税が議論されており、日本を含む東アジア諸国での導入も予想される。EU では徴税最優先や自国企業保護といった思惑も入った議論となっているが、課税対象の事業者や公平性に関する検討が必要となってくるだろう。

図表 5 ベンチマークとしてのフリーフローデータとそれを支える政策



(出所) Chen, L., Cheng, W., Ciuriak, D., Kimura, F., Nakagawa, J., Pomfret, R., Rigoni, G., and Schwarzer, J. (2019) “Policy Brief 4: The Digital Economy for Economic Development: Free Flow of Data and Supporting Policies”. Task Force 8: Trade, Investment and Globalization, Policy Brief T20 Japan 2019. (<https://t20japan.org/policy-brief-digital-economy-economic-development/>) に基づき筆者作成。

6. まとめ

我々は、本章で説明した 4 つの課題（①COVID-19、②米中対立の激化、③ルールに基づく国際貿易秩序の弱体化とメガ FTAs 網の形成、④デジタル・トランスフォーメーションへの対応）を抱えて 2021 年を迎えている。「ルールに基づく国際貿易秩序」は、製造業を中心とする生産ネットワークが形成されている東アジア・アジア太平洋地域の繁栄のために極めて重要である。サードアンバンドリングのような新しい形の国際分業を支えるためにも不可欠であることから、その重要性を米中にも理解してもらうように、できる限りの働きかけをしていく必要がある。米中に挟まれたミドルパワー諸国は、ルールに基づく国際経済秩序を保つためにメガ FTAs 戦略を進め、また従来東アジア諸国がフリーライドをしていた部分が大きかった WTO に対しても、改革が進むように積極的に働きかけていくべきである。

(本講演録は、2021 年 1 月 15 日のランチミーティングでの講演をまとめたものである。)